



2024年11月7日

各位

会社名 味の素株式会社
代表者名 代表執行役社長 藤江 太郎
(コード番号 2802 東証プライム)
問合せ先 執行理事 法務・コンプライアンス部長 垣原 陽介
(TEL. 03-5250-8111)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更
ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2024年11月7日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。また、あわせて株主優待制度の変更を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

1) 分割の方法

2025年3月31日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	508,314,754 株
今回の分割により増加する株式数	508,314,754 株
株式分割後の発行済株式総数	1,016,629,508 株
株式分割後の発行可能株式総数	2,000,000,000 株

注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、株式分割の基準日までの間に自己株式の消却等により変動する可能性があります。なお、変動する場合には改めてお知

らせいたします。

3) 日程

基準日公告日	2025年3月14日(金曜日)
基準日	2025年3月31日(月曜日)
効力発生日	2025年4月1日(火曜日)

4) その他

①配当について

今回の株式分割は、2025年4月1日を効力発生日としていますので、2025年3月31日を基準日とする2025年3月期の期末配当金については、株式分割前の当社普通株式が対象となります。

②資本金の額について

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日(火曜日)を効力発生日として、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
第6条(発行可能株式総数) 当社が発行することができる株式の総数は、 <u>10</u> 億株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社が発行することができる株式の総数は、 <u>20</u> 億株とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 2025年4月1日(火曜日)

3. 株主優待制度の変更について

(1) 変更の理由

当社は、当社グループに対する理解を一層深めていただくよう、毎年3月31日現在の株主名簿に記録された株主様に対し、その継続保有期間と保有株式数に応じて、株主優待を贈呈しております。今回の株式分割に伴い、次のとおり株主優待制度を変更いたします。

(2) 変更の内容

【現行株主優待制度】

保有株式数	保有期間	優待内容	
100 株以上 500 株未満	100 株以上を継続 半年以上 (注 1)	「味の素グループ製品」または「寄付」	1,500 円相当
500 株以上 1,000 株未満			3,000 円相当
1,000 株以上			4,000 円相当
	1,000 株以上を継続 3 年以上 (注 2)		7,000 円相当

(注 1) 「100 株以上を継続半年以上」とは、株主優待の割当基準日（毎年 3 月 31 日）において、株主名簿基準日（3 月 31 日および 9 月 30 日）の株主名簿に 100 株以上の保有記録が同一株主番号で 2 回以上連続している場合をいいます。

(注 2) 「1,000 株以上を継続 3 年以上」とは、株主優待の割当基準日（毎年 3 月 31 日）において、株主名簿基準日（3 月 31 日および 9 月 30 日）の株主名簿に 1,000 株以上の保有記録が同一株主番号で 7 回以上連続している場合をいいます。

【変更後株主優待制度】

保有株式数	保有期間	優待内容	
100 株以上 200 株未満	100 株以上を継続 半年以上 (注 1)	「味の素グループ製品」または「寄付」	500 円相当
200 株以上 1,000 株未満			2,000 円相当
1,000 株以上 2,000 株未満			4,000 円相当
2,000 株以上			5,000 円相当
	2,000 株以上を継続 3 年以上 (注 2)		8,000 円相当

(注 1) 「100 株以上を継続半年以上」とは、株主優待の割当基準日（毎年 3 月 31 日）において、株主名簿基準日（3 月 31 日および 9 月 30 日）の株主名簿に 100 株以上の保有記録が同一株主番号で 2 回以上連続している場合をいいます。

(注 2) 「2,000 株以上を継続 3 年以上」とは、株主優待の割当基準日（毎年 3 月 31 日）において、株主名簿基準日（3 月 31 日および 9 月 30 日）の株主名簿に 2,000 株以上の保有記

録（2025年3月31日までの株主名簿においては1,000株以上の保有記録）が同一株主番号で7回以上連続している場合をいいます。

（3）変更の時期

2026年3月31日を基準日とした株主名簿に記録された株主様に対する株主優待より、変更後の制度を適用いたします。なお、2025年3月31日を基準日とした株主名簿に記録された株主様に対する株主優待につきましては、現行の制度に基づき実施いたします。

以上